

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部 恭子

整理番号	72	事業概要*									
使途項目	08_事務所費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費									
内容	令和5年 4月分 事務所賃借料 (4/1~4/30) 令和5年 4月分 電気料金 (3/15~4/13)										
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額 (円) *	備 考								
	事務所賃借料 4月分	25,000 /	50,000 円 × 0.5 = 25,000 円								
	電気料金 4月分	1,794 /	3,589 円 × 0.5 = 1,794 円								
	《合 計》*	26,794 /									
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)											
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>日付</th> <th>取引</th> <th>お引出金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>004</td> <td>2023年03月27日分</td> <td>出金</td> <td>51,316円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 200px;"> 家賃 50,000円 (4月分) 水道料 1,166円 (12月・1月) 封筒外 手数料 150円 </p>				番号	日付	取引	お引出金額	004	2023年03月27日分	出金	51,316円
番号	日付	取引	お引出金額								
004	2023年03月27日分	出金	51,316円								
別紙添付											

收受 令和 5年 5月 2日

決裁 令和 5年 5月 19日

処理 令和 5年 5月 19日

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人	北陸電力株式会社		
年 月 日	2023	4	金額 3,589
振込人 (ご契約名)	種部 恭子		概 消費税等相当額(再掲) 円 326
お支払期日	5月15日		概 印 額 (再掲) 円

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

ご使用場所 富山市 西田地方町2丁目 8-2

お客さま番号 [REDACTED] 計算区 12

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	3589	326
合計	3589	326

北陸電力株式会社

小売電気事業者登録番号(A0271)

お客さまサービスセンター

TEL 0120-776453

収納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。

本票により集金人が集金することはありません。

裏面もご覧ください。

上記金額を領収し受領した
2023.4.28印
5万円以内の消費税等相当額を除く以上印紙貼付
(お客さま控)2465

123.4.28

ご 契 約		①	②	③	④
ご 使 用 期 間		3月15日 ~ 4月13日			
契約容量/力率 (%)		60A			
ご 使 用 量 Kwh	ご使用量1	121			
	ご使用量2				
	ご使用量3				
(合計)		121			
内 訳	ご請求金額	3589			
	消費税等相当額 (再掲)	326			
	基本料金	1609			
	電力量料金	2196			
	燃料費調整額	-632			
	各種割引額				
	再エネ発電賦課金	417			
	延滞利息額				
精算額					
紙面発行手数料					

作成日2023年 4月20日

燃料費調整単価が「*」の場合、
燃料費調整単価は当社ホームページにてご確認ください。

燃 料 費 調 整 単 価	
今月分	***円**銭
来月分	***円**銭

再エネ発電促進賦課金単価	
今月分	3円45銭
来月分	1円40銭

※燃料費調整単価および再エネ発電促進賦課金単価は従量制の単価を表示しております(ご契約①と②など、複数のご契約が表示されている場合、ご契約ごとで適用する燃料費調整単価が異なることがあります)。その他、定額制のご契約の場合など、詳しくは当社ホームページでご確認ください。

電気料金(ご請求金額)には以下の託送料金相当額(税込)が含まれています(詳細は裏面をご確認ください)。

託送料金相当額	1,195円
賠償負担金相当額および 府県円滑化負担金相当額	6円05銭

※府県円滑化負担金相当額は、単価が1銭に満たないため0円で算定しています。

支 払 期 日	5月15日
次 回 検 査 日	5月17日

種部 恭子 様

重要事項説明書
定期建物賃貸借契約書

西田地方貸家

CENTURY 21

あおばエステート

富山県富山市掛尾町452番地

あおばエステート株式会社

☎076-413-3555

定期建物賃貸借契約についての説明書

種部 恭子 様

貸主

(上記代理人)

富山県富山市掛尾町 452
あおぼエステート株式会社

(物件及び契約概要の表示)

所在地／富山県富山市西田地方町 2 丁目 8-2

名称／西田地方貸家

貸主／

借主／種部 恭子

契約期間／2020 年 09 月 01 日より 2022 年 08 月 31 日迄

通知期間／2021 年 09 月 01 日より 2022 年 02 月 28 日迄

期間満了／2022 年 08 月 31 日 /

上記の建物賃貸借（以下本契約という）は借地借家法（以下「法」という）第 38 条 1 項の規定に基づく定期建物賃貸借契約であることを説明します。

1. 本契約において更新はありません。
2. このため上記記載の契約期間満了の日をもって本契約は終了します。
3. 借主は貸主から上記通知期間に、期間満了により本契約が終了する旨の通知を受けた場合は、改めて貸主・借主間で再契約が締結されない限り、当該建物を明け渡さなければなりません。

以 上

重要事項説明書 (定期建物賃貸借用)

2020年 9月 1日

種部 恭子 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法（以下「法」という。）第35条の規定に基づき、次のとおり説明いたします。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

宅地建物 取引業者	商号又は名称	あおばエステート株式会社
	代表者の氏名	代表取締役 堀川 秀樹
	主たる事務所 所在地・TEL	富山市掛尾町452番地 076-413-3555
	免許証番号	富山県知事(4)第2656号
	免許年月日	2018年11月6日
説明をする 宅地建物取引士	氏名	堀川 秀樹
	登録番号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名 所在地 TEL	あおばエステート株式会社 富山市掛尾町452番地 076-413-3555
	取引態様	代理
供託所等に 関する説明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地	(公社) 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目6番3号
	所属地方本部の名称及び所在地	(公社) 全国宅地建物取引業保証協会 富山県本部 富山市元町2-3-11
	弁済業務保証金の供託所及び所在地	東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

建物・貸主の表示

建 物	名 称	西田地方貸家
	所 在 地	富山県富山市西田地方2丁目8-2
	室 番 号	
	床 面 積	68.18 m ²
	種類及び構造	木造 2階建
貸主 氏名・住所		[REDACTED]

I 対象となる建物に直接関係する事項

1 登記簿に記載された事項

所有権に関する事項 (甲区)	所有権に係わる権利に関する事項	所有権以外の権利に関する事項 (乙区)
名義人 氏名 XXXXXXXXXX 住所 富山市西田地方町2丁目8-2		

物件に抵当権が設定登記されている場合、借主はその抵当権が実行され競売になり買受人から明渡しを求められたときには、6ヶ月までの間に明け渡さなくてはならないこととなります。なお、この場合には、貸主に預けた敷金についての返還は、元の貸主に請求できますが、買受人に請求することができません。

2 法令に基づく制限の概要

法令名	無
制限の概要	

3 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

造成宅地防災区域内	<input checked="" type="radio"/> 造成宅地防災区域外
-----------	--

4 当該建物が土砂災害警戒区域か否か

土砂災害警戒区域内	<input checked="" type="radio"/> 土砂災害警戒区域外
-----------	--

5 当該建物が津波災害警戒区域か否か

津波災害警戒区域内	<input checked="" type="radio"/> 津波災害警戒区域外
-----------	--

6 水害ハザードマップ (水防法の規定により市町村の長が提供する図面) における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水： 有 雨水出水 (内水)： 無 高潮： 無
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	富山市西田地方町2丁目8-2

※別添ハザードマップ上に記載された遊樂所についても、併せてその位置を説明します。

※浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。

※ハザードマップに記載されている内容については、今後変更される場合があります。

7 飲用水・電気・ガスの供給施設及び排水施設の整備状況

直ちに利用可能な施設		施設の整備予定	備考
飲用水	公 営	年 月 日	富山市上下水道局 0120-310-599
電 気	北 陸 電 力	年 月 日	0120-776-453
ガ ス	都 市 ガ ス	年 月 日	日本海ガス 0120-181-107
排 水	下 水 道	年 月 日	

8 建物建築の工事完了時における形状、構造等 (未完成物件のとき)

建物の形状及び構造	
主要構造部、内装及び外装の構造・仕上げ	
設備の設置及び構造	

9 建物の設備の整備の状況 (完成物件のとき)

建物の設備	有 無	型 式	そ の 他
台 所	有		
ト イ レ	有		
コ ン ロ	無		
浴 室	有		
給湯設備	有	ボイラ	
冷暖房設備	無		残置物1台 (1階和室)

10 石綿使用調査の内容

石綿使用調査結果の有無	無
石綿使用調査の内容	

11 耐震診断の内容

耐震診断の有無	無
耐震診断の内容	

12 建物状況調査の内容

建物状況調査の有無	無
建物状況調査の内容	

II 取引条件に関する事項

1 借賃以外に授受される金額 (賃料：月額 50,000円)

	金 額	授 受 の 目 的
1	100,000円	敷 金
2	50,000円	礼 金
3	20,000円	再契約事務手数料 (再契約時・税別)

2 契約の解除に関する事項

- 借主は、賃貸期間中であっても、貸主に対して1ヶ月前に、書面による予告をもって解約を申し出ることができ、この場合、予告期間の満了と同時に賃貸借契約は終了するものとします。
- 借主は、前項の予告に代え、1ヶ月分の賃料を支払って即時に解約を申し入れることができます。
- 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、貸主が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除できます。 ①賃料支払義務 ②共益費支払義務 ③修繕費用負担義務 (借主の故意、過失により必要になった修繕費を負担しなければならない)
- 貸主は、借主が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができます。
 - ①本物件の用法遵守義務 (借主は、本物件の使用にあたり、次のことを守らなければならない)
 - 事務所・居住を目的として使用しなければならない
 - 貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の賃借権の譲渡、転貸、増築、改築、移転、改造、模様替、敷地内工作物設置の行為を行ってはならない。
 - ②本物件の修繕受忍義務 (貸主が必要な修繕を行う場合には、正当な理由がある場合を除き、借主は修繕の実施を拒否することができない。)

3 損害賠償の予定又は違約金に関する事項

定期建物賃貸借契約書 第5条、第13条、第15条、第17条4項、第24条5項
をご参照ください。

4 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか	講じない
保全措置を行う機関	

5 金銭の貸借のあつせん

業者による金銭貸借のあつせん有無	無
あつせんの内容	
金銭の貸借が成立しないときの措置	

6 契約期間及び更新に関する事項

契約期間	始期:2020年09月01日 終期:2022年08月31日	2年間	定期借家契約
更新に関する事項	本契約は更新がなく、契約期間満了と同時に終了します。貸主は契約期間満了の1年前から6ヶ月の間(通知期間)に借主に賃貸借が終了する通知をしなければなりません。通知期間が過ぎた後に通知した場合は、通知してから6ヶ月後に本契約は終了します。		

7 用途その他の利用の制限に関する事項

	専用部分の制限に関する規約等	その他
用途制限	事務所・居住	
利用制限	ペット相談可・ピアノ等不可	ペットについては規約参照

8 敷金等の清算に関する事項

貸主は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、敷金の全額を無利息にて借主に返還しなければなりません。
ただし、貸主は、本物件の明渡し時に賃料の滞納、原状回復に要する費用の未払い、その他の本契約から生じる借主の債務に不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができます。

9 管理の委託先

氏名(商号又は名称)	あおばエステート株式会社
住所(主たる事務所の所在地)	富山市掛尾町452番地

10 その他重要事項

・借主は退去の際、本物件の入居期間にかかわらず、ルームクリーニング(エアコンクリーニング含む)、量表替等の費用を負担することとする。※賃貸借契約書第24条特約 参照

契約仲介手数料として下記金額を支払うことを承諾いたします。

金額 50,000円 消費税 5,000円 合計 55,000円

補足 第1 (禁止行為)

一、銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
二、大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
三、排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
四、大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
五、猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

補足 第2 (貸主の承諾が必要な行為)

一、階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二、階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三、観賞用の小鳥、魚等であっても明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物 (別表第1第五号に掲げる動物を除く) を飼育すること。

補足 第3 (貸主に通知しなくてはならない行為)

一、新たな同居人を追加すること。
二、1ヶ月以上継続して本物件を留守にすること。

以上について宅地建物取引士から取引士証を提示の上、重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

2020年 9月 7日

住所 富田西田地方町2-4-4

氏名 糖印 泰子

賃貸借契約約款

第1条 (使用目的)

借主は、本契約を事務所・居住の目的で使用するものとし、他の用途に使用してはならない。

第2条 (契約期間)

1. 賃貸借の契約期間は表記の通りとする。
2. 本契約は更新がなく、期間の満了により本物件の賃貸借は終了する。ただし、貸主・借主は協議の上再契約することができる。再契約締結の場合、借主の負担する再契約手数料は金20,000円(税別)とする。
3. 契約期間が1年以上である場合には、貸主は契約期間の満了の1年前から6月前までの間(以下「通知期間」という)に借主に対し賃貸借が終了する旨の通知を書面にてしなければならない。
4. 前項の通知が通知期間経過後になされたときは、通知の日後6月を経過すれば借主に対して本契約の終了を主張することができる。

第3条 (賃料等)

賃料・共益費・駐車場使用料・その他附加使用料等を(以下賃料等という)はそれぞれ表記金額とし、借主は毎月の表記支払期日までにその翌月分を貸主の指定する方法にて貸主に支払うものとする。1ヶ月に満たない賃料等はその月の実数により日割計算とする。

第4条 (賃料等の改定)

賃料の変更については本契約期間中は原則としてそのまま据え置くものとし、再契約時に経済諸事情、物価の変動・公租公課の改定、近隣の他物件の家賃等を勘案し貸主借主協議のうえ賃料及び共益費を変更することができる。

第5条 (遅延損害金)

借主が賃料等の支払を怠った場合、借主は年14.6%の割合による遅延損害金を貸主に支払わなければならない。

第6条 (敷金・保証金)

1. 借主は敷金または保証金(以下敷金等)として表記金額を本契約締結時に貸主に預託するものとする。但し、敷金等に利息を付さないものとする。
2. 借主は、敷金等に関する返還請求権を第三者に譲渡または債務の担保の用に供してはならない。
3. 借主は、本契約期間中敷金等をもって賃料等その他本契約に基づく債務の弁済に充当することができない。
4. 本契約が終了したとき、貸主は借主が本物件を明け渡して本契約に基づく一切の債務を履行した後、借主に敷金等を返還するものとする。ただし、振込等の手数料は借主の負担とする。
5. 敷金等返還の期日は、前項の明け渡しと債務履行後より1ヶ月以内とする。但し、損害金等が敷金等の金額を上回る場合借主は退去後1ヶ月以内に不足分を貸主に支払わなければならない。

第7条 (礼金)

借主は、礼金として表記金額を本契約締結時に貸主に支払うものとする。尚、礼金は本契約が終了しても返還されないものとする。

第8条 (修繕費の負担区分)

1. 本物件の主体部分に関する修繕等の費用は貸主負担とし、その他の部分に関する修繕等の費用は借主負担とする。
2. 借主は退去の際、本物件の入居期間にかかわらず、次に掲げる修繕費用を負担することに同意する。
 - ① ルームクリーニングの費用
 - ② タバコによる壁・天井・襖・障子の汚れ
 - ③ 電気製品による壁の電気やけ
 - ④ 結露等によるカビの汚れ
 - ⑤ クギやネジによる穴のあと
 - ⑥ その他通常の使用では起こり得ない汚損破損

第9条 (善管注意義務)

1. 借主は、本物件を善良なる管理者の注意をもって管理使用しなければならない。
2. 借主は、貸主より本物件内に立ち入り点検する旨の申し出があった時は、協力しなければならない。

第10条 (通知義務)

借主は、次の場合貸主に通知しなければならない。

- ① 勤務先・商号・電話番号・連絡先等の変更が生じたとき。

②連帯保証人の住所・電話番号の変更、保証能力が困難になる事態が生じたとき又は死亡したとき。

③1ヶ月以上留守にするとき。

第11条（承認事項）

借主が次の行為を行う場合、予め貸主の書面による承諾を得なければならない。

①物件内の内装造作及び電気・ガス・上下水道・電話等設備器具等の配線・配管の新設・増設・変更等をするとき。

②本物件内の柱・壁・天井等への釘打ち、穴あけ、紙等の貼付等を行うとき。

③本物件内へ重量物の搬入をするとき。

④表記居住者名簿の人員を増減・変更するとき。

第12条（禁止事項）

1. 借主は、本物件を営業行為等居住以外の目的に転用又は併用してはならない。

2. 借主は、本契約に基づく権利若しくは債権債務を第三者に譲渡・肩代わりさせてはならない。又、本物件の全部または一部を転貸（同居、共同使用等これらに準ずる一切の行為を含む）をしてはならない。

3. 借主は、爆発物・悪臭、異臭を放つ物・発火性危険物等の本物件内への持ち込みをしてはならない。

4. 借主は、貸主の書面による承諾なくして、楽器演奏・音響製品等による大音量の発生行為及び動物等（犬・猫・家畜他等）の持込及び飼育をしてはならない。

5. 借主は、貸主が別途定める管理規則等に記載された禁止事項を遵守しなければならない。

第13条（損害賠償および免責）

1. 借主およびその同居者・使用人・訪問者が故意又は過失により本物件および建物内諸施設に損害を与えた場合、借主は直ちに貸主に通知するとともに、その損害の全てを貸主に賠償しなければならない。又、上記において近隣その他第三者に損害を与えた場合に、借主がその一切を賠償しなければならない。

2. 貸主は、天災地変・火災・盗難・その他貸主の責任によらない理由で、借主が蒙った損害についてはその責任を負わない。

第14条（借主の中途解約）

1. 契約期間中に解約する場合、借主は表記の解約予告期間以前までに、貸主に書面にて解約の申し入れをしなければならない。ただし、表記記載の専有面積が200㎡未満の場合は転勤、療養、親族の介護その他やむを得ない事情により、借主が本物件を自己の生活の本拠として使用することが困難になったときは、1月前の予告により解約できる。

2. 借主は、前項の予告期間経過前であっても未経過の予告期間に相当する賃料相当額を貸主に支払うことにより随時本契約を解約することができる。

第15条（無催告解除および暴力団等の排除）

1. 借主が次のような行為を行った場合、貸主は催告その他何等の手續を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、借主は違約金として賃料等の2ヶ月分相当額を貸主に支払わなければならない。又、貸主が被った損害がある場合は、借主は違約金の他にその他の損害賠償の義務を負うものとする。

①借主が第12条（禁止事項）の各項目のいずれかに違反したとき。

②借主が身分・居住人員その他を入居申込書及び届出事項届出書に虚偽記載をしたとき。

③借主が賃料等の支払いを1ヶ月以上怠ったとき。なお賃貸借保証契約を入居者と保証会社で締結している場合も同項を適用する。

④借主が賃料等の支払いを年間3回以上、または連続して2回以上遅延することにより信頼関係を維持することが困難であると、貸主又はその代理人が判断したとき。なお賃貸借保証契約を入居者と保証会社で締結している場合も遅延回数は同項を適用する。

⑤借主が貸主に対しなんら通知することなく1ヵ月以上留守にしたとき。

⑥借主が貸主に対して無断で本物件居住者を増加又は変更したとき。

⑦借主又はその同居者の行為が本物件内の共同生活の秩序を乱すものと認められるとき。

⑧借主又はその同居者が覚醒剤使用・暴行・傷害脅迫・酒乱・精神障害等により警察の介入を生じさせたとき。

⑨借主が破産の宣告・強制執行・銀行取引停止・刑事事件等その他著しく社会的信用を失墜したとき。

2. 借主が次の各号の一に該当したとき貸主は催告その他何等の手續を要せず、直ちに本契約を解除することができる。この場合、借主は違約金として賃料等の2ヶ月分相当額を貸主に支払わなければならない。又、貸主が被った損害がある場合は、借主は違約金の他にその他の損害賠償の義務を負うものとする。

①借主が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員、その他関係者であることが判明したとき

- ②借主が法人の場合、その代表者、実質的に経営権を有する者が暴力団または過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員、その他関係者であることが判明したとき
 - ③本物件内、共用部分その他周辺において暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき
 - ④本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入させたとき。
 - ⑤本物件、共用部分その他本物件周辺において、借主または借主が反社会的団体等と認められる場合はその構成員または準構成員および関係者が暴行・傷害・脅迫・恐喝・器物破損・監禁・凶器準備集合・賭博・売春・覚醒剤・鉄砲刀剣等所持等の犯罪を行ったとき。
 - ⑥本物件、共用部分その他本物件周辺において、借主およびその関係者が粗野な態度、言動によって他の入居者、近隣の住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
3. 借主が上記の項目に該当し、退去の通告にも関わらず本物件を明け渡さない場合、貸主は鍵の交換等の手段をもって入室禁止等の処置を、何等通告を行わず行えるものとする。

第16条 (契約の消滅)

1. 本物件が天災地変等の不可抗力と認められる事態により、建物の全部又は一部が滅失毀損し、本物件の継続が不可能な状態になったとき、ならびに都市計画その他法令により取用等の事態に至ったとき本契約は自動的に消滅する。
2. 前項の場合、借主は貸主に対し移転料・立退料等の請求をしてはならない。尚、借主は第17条2項(原状回復)・第19条2項(鍵交換)の義務を負わない。

第17条 (明け渡し)

1. 借主は本契約が終了する日(貸主が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第4項ただし書きに規定する通知をした日から6月を経過した日)までに(第15条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては直ちに)、本物件を明け渡さなければならない。
2. 本契約が終了したとき、借主はただちに本物件の補修・清掃等をして現状に復し、貸主の検査を受けた上で明け渡して、貸主に返還するものとする。尚、借主は公共料金等の未納金等を清算し、貸主にその領収証を提示しなければならない。
3. 借主は、明け渡しに際して移転料・立退料等の請求、ならびに付加した造作物等についての買取り請求をしてはならない。
4. 本契約が終了したにもかかわらず借主が本物件から退去しないとき、借主は不法居住による賠償金として契約終了日から明け渡しに至るまでの間、賃料等の倍額相当の金額を貸主に支払わなければならない。
5. 借主が明け渡し後、本物件内に物品を残置した場合、貸主は借主がこれらの所有権を放棄したものととして任意に処分することができるものとし、これに係る費用を借主に請求できるものとする。
6. 借主が第15条5項の理由により契約が解除された場合、残置物の処置は前項同様とする。

第18条 (立入検査)

貸主および貸主の指定した者は、次の場合事前通知なしに本物件内に立入り、適時措置をすることができるものとする。

- ①保安・防火・救護等緊急のとき。
- ②借主が正当な理由なく室内設備機器点検を拒否したとき。
- ③借主が第15条(無催告解除及び暴力団等の排除)のいずれかに違反したとき。

この場合、本物件を立入検査した上で鍵を交換し借主が本物件内に立ち入ることを禁止することができるものとする。

第19条 (鍵の管理交換費用)

1. 借主は、鍵を紛失したときは直ちに貸主に連絡しなければならない。この場合、鍵器具一式を交換する費用を借主が負担するものとする。
2. 借主は、退去時に契約時点で借用した鍵(複製した鍵含む)を全て返却しなければならない。

第20条 (連帯保証人)

1. 連帯保証人は、貸主に対し借主の本契約から生じる全ての債務(貸主が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る)を連帯して保証するものとする。
2. 本契約期間中に、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でないと貸主が判断した場合、借主は直ちに新たな連帯保証人を指定して貸主の承認を得なければならない。
3. 借主は本契約締結後と同時に連帯保証人が第15条に定める事態に借主が至ったときに限り、本契約の解除権を有することを認める。また、その際、第17条の明け渡しを連帯保証人が代行することを認める。

第21条 (法人契約)

借主が法人の場合、原則として入居者は借主が指定した者一代限りとし、入居者が退室したとき、借主方を退職したときは、当然本契約は解除される。

第22条 (駐車場)

借主は、駐車場においての駐車場所、車両、積載物、除雪等を自己の管理で行い、貸主はそれらの損害の一切の責任を負わないものとする。

第23条 (紛争の解決)

本契約に定めなき事項又は疑義が生じた事項は、関係法規若しくは慣習に従い、誠実に協議の上解決するものとし、万一紛争が生じたときは、本物件の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第24条 (特約-短期解約・再契約等)

1. 貸主が再契約を希望するときは第2条第3項の通知と一緒に申し伝えるものとする。
2. 借主が再契約を希望するときは貸主に対して契約満了の1ヶ月前までに再契約の締結を申し込まなければならない。
3. 再契約を行った場合は、借主は本契約の原状回復の債務を再契約に引き継ぐものとし、敷金返還については、前契約の預かり敷金を充当し引き継ぐものとする。
4. 借主は再契約を締結するためには貸主の承諾する連帯保証人を付することとする。
5. 借主は当初の契約開始日より6ヶ月以内に本契約を解約する場合、貸主に対し違約金として家賃の1ヶ月相当額を支払うものとする。
6. 本物件の町内会費・町内会行事に関しては、町内会の指示に従うものとする。
7. 借主は退去の際、本物件の入居期間にかかわらず、次に掲げる修繕費用を負担することに同意する。
 - ① ルームクリーニング (エアコンクリーニング含む) の費用、畳・障子の表替の費用
 - ② タバコによる壁・天井・襖・障子の汚れ
 - ③ 電気製品による壁の電気やけ
 - ④ 結露等によるカビの汚れ
 - ⑤ クギやネジによる穴のあと
 - ⑥ その他通常の使用では起こり得ない汚損破損
8. 敷地内の除草・除雪は借主の費用負担にて行うものとする。

使用細則

この使用細則は、本物件の契約者及び居住者が、相互に快適な共同生活を維持するために定めた基本的ルールであり、乙は本使用細則を遵守しなければならない。

(賃貸部分の善管注意)

第1条 乙は賃貸部分の善管注意に関して、特に以下の各号を遵守しなければならない。

- ①通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意すること。
- ②キッチン・ユニットバス等の水廻り管理に注意し、下層階へ水漏れがないよう十分注意すること。
- ③トイレ・流し台等は、排水管をつまらせないよう注意すること。
- ④電気・ガスの取扱いについては十分注意し、事故等の発生しないようにすること。
- ⑤給湯器について冬期は凍結による破損の恐れがありますので、電源ブレーカーを「入」にし、給湯器のコンセントを差し込んでおくこと。(通電されていないと凍結防止ヒーターが作動しません)
- ⑥蛇口・ガスコック等の開閉・漏洩・漏水のまま放置しないこと。

(一般的遵守事項)

- 第2条
- ①テレビ・ステレオ・その他楽器類の音量は、近隣に迷惑がかからないよう十分注意すること。
 - ②鍵の管理には十分注意し、寸時の外出の際にも鍵をかけること。
 - ③ドアの開閉は静かに行うこと。
 - ④階上に居住する者は、物やゴミ屑等を下に落とさないよう十分注意すること。
 - ⑤洗濯物等の管理には注意すること。また、管理者は責任を負いません。
 - ⑥ゴミは必ず指定日に分別して指定場所に出すこと。
 - ⑦粗大ゴミを出す場合は、事前に清掃局に連絡して、その指示に従うこと。
 - ⑧有料廃棄物については、自己責任で処理すること。また一般ゴミ収集場所に絶対に廃棄しないこと。

(駐輪・駐車)

- 第3条
- ①自転車は、駐輪場に整理整頓して駐輪すること。また、駐輪場がない場合は、敷地内に駐輪しないこと。
 - ②バイクの場合は、事前に確認及び許可を得ること。
 - ③契約駐車場の場合、契約場所以外に空きがあっても無断駐車しないこと。
 - ④乙は、乙への訪問者・知人の車両についても乙の責任において注意すること。

(禁止事項)

- 第4条
- ①契約書に定める用途以外に使用すること。
 - ②共有部分(通路・廊下・階段・エレベーター等)を不法占拠、私物の放置すること。また、落書きや損傷をおよぼすこと。
 - ③電気・ガス・給排水などの諸施設の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設、付加又は変更すること。
 - ④重量物及び爆発性のある物品(ガソリン・薬品・火薬等)、また不潔悪臭のある物品その他近隣に迷惑をかける物品の持ち込み及び製造すること。
 - ⑤公序良俗に反する行為をすること。
 - ⑥その他、他の居住者及び近隣居住者に迷惑をおよぼしたり、不快の念をいだかせる行為をすること。

管理会社

CENTURY 21

あおばエステート

〒939-8212 富山県富山市掛尾町452番地

あおばエステート株式会社

Tel: 076-413-3555 Fax: 076-491-6178

電気・ガス・水道の連絡先

電気 北陸電力 0120-776-453

ガス 日本海ガス 0570-024-077

水道 富山市上下水道局 0120-310-599

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	28	事業概要*	通信費
使途項目	09_事務費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	令和5年3月分 電話・FAX使用料等 (3/1-3/31) プリンターインク IC4CL78 (191744本入)		
上記 事業に 要した 経費		金額(円)*	備考
	電話・FAX使用料等3月分 ✓	4,456 ✓	8,912円 × 0.5 = 4,456円 ✓
	プリンターインク代 ✓	3,553 ✓	7,106円 × 0.5 = 3,553円 ✓
	《合計》*	8,009 ✓	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を渡し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			
別紙添付	日付	お支払金額	
	2023年05月01日分	8,912円	

5/1
4/28

收受 令和 5 年 5 月 2 日
 決裁 令和 5 年 5 月 19 日
 処理 令和 5 年 5 月 19 日

お客様氏名 CUSTOMER NAME	種部恭子事務所 ※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。	様
お客様電話番号等 BILLING NUMBER	00-3813-4818	

口座振替のご案内

下記、ご利用料金をご指定の口座から振替させていただきます。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年4月ご請求分
振替金額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY	8,912円
振替日 TRANSFER DAY	2023年5月1日(月)

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

*** NTTグループ各社ご請求金額 ***

NTT西日本分ご請求額	7,812円
NTTファイナンス分ご請求額	1,100円
(合計)	8,912円

詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

*** 振替口座のお知らせ ***

振替口座情報
口座番号 : ****

*** NTTファイナンスからのお知らせ ***

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

*** NTT西日本からのお知らせ*** フレッツ光の割引サービス(光もつともつと割、Web光もつともつと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中に本割引を解約された場合、解約金が発生する場合があります。割引適用期間の満了月とその翌月の解約には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト[<http://flets-w.com/wari/>]でご確認ください。*NTT西日本請求額のうち、料金回収代行分はNTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (西日本ご利用分)

RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。

The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	2023年3月ご請求分 (2023年3月31日振替)
領収金額 AMOUNT RECEIVED	8,437円
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * * * 口座番号 (ACCOUNT) ***

※本書は電子文書です。

※前月以前のご請求額を口座振替にてお支払いの場合のみ『電話料金等料金領収証』を表示いたします。

NTTファイナンス株式会社

〒108-0075

東京都港区港南1-2-70



請求額確定日 2023年 4月 13日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。	税区分 (TAX)	
◆00-3813-4818					
◇NTT西日本ご利用分	7,812	5,400	フレッツ 光ネクスト F 単利用料	3月 1日~ 3月31日	合 算
		-1,290	光はじめ割	2024年10月~2024年12月以	合 算
				外の解約は解約金がかかります	
		1,020	ひかり電話A (エース) 定額料1	3月 1日~ 3月31日 電話番号	合 算
				は076-461-5738	
		480	ひかり電話A (エース) 定額料2	3月 1日~ 3月31日 ひかり電	合 算
				話A使用料は本料金と定額料1の合計で	
				す。	
		500	ボイスワープ使用料	3月 1日~ 3月31日	合 算
		200	複数チャネル使用料	3月 1日~ 3月31日	合 算
		100	追加番号使用料	3月 1日~ 3月31日	合 算
		144	ひかり電話 (通話料)	3月 1日~ 3月31日 翌月への	合 算
				繰越額は480円です。	
		-144	ひかり電話A (エース) 定額料分通話	3月 1日~ 3月31日 ひかり電	合 算
				話A定額料に含まれ、通話料から減算し	
				ます。	
		888	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	3月 1日~ 3月31日	合 算
		4	ユニバーサルサービス料他	3月 1日~ 3月31日 2番号分	合 算
				のご請求となります。	
		710	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%	
◇NTT西日本分 (小計)	7,812	7,812	(小計)		
◇NTTファイナンスご利用分	1,100	1,100	BIGLOBE利用料 * ビッグロブ株式会社ご利用分。	2023年03月末締め分	非対象等
◇合計	8,912	8,912	合計		
		8,912円	<NTTファイナンスからのお知らせ> O上記*印はサービス提供者に代わって、ご請求させていただきます。		

※ユニバーサルサービス料について***
ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。



領 収 証



コジマ×ビックカメラ ファボーレ富山店
電話番号 076-466-0555

様

¥7,106-

(内、消費税等 ¥646-)

お品物 () 代として
上記正に領収致しました。

「コジマ×ビックカメラ」ますます便利に！
その1 ポイント交換でお得にお買い物！
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2023/04/28/19:41 レジNo635/0103
取引No5479 販売員52864/

合計	¥7,106
(内、消費税等	¥646)
点数	1

お支払い	¥7,106
現金	¥10,106
(内、消費税等	¥646)
納銭	¥3,000

政務活動費対象事業実績報告書

報告者

種部恭子

整理番号	74	事業概要*	
使途項目	10_人件費	01_調査研究費 ・ 02_研修費 ・ 03_広聴広報費 ・ 04_要請陳情等活動費 ・ 05_会議費 06_資料作成費 ・ 07_資料購入費 ・ 08_事務所費 ・ 09_事務費 ・ 10_人件費	
内容	事務員人件費 令和5年4月分 別添 勤務実績表のとおり		
上記 事業に 要した 経費	経費の内容*	金額(円)*	備考
	事務員人件費 4月分	56,330	
	《合計》*	56,330	
《領収書貼付枠》 (原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			
別紙添付			

4/28

收受 令和 5年 5月 2日
 決裁 令和 5年 5月 19日
 処理 令和 5年 5月 19日

勤務実績表

令和5年

月	日	曜日	就業時間	休憩(H)	実労働時間	備考
4	1	土	14 : 00 ~ 18 : 00	0	4	書類整理・作成
	2	日	: ~ :			
	3	月	9 : 00 ~ 16 : 00	1	6	書類整理・作成
	4	火	: ~ :			
	5	水	: ~ :			
	6	木	: ~ :			
	7	金	9 : 00 ~ 13 : 00	0	4	書類整理・作成
	8	土	14 : 00 ~ 18 : 00	0	4	書類整理・作成
	9	日	: ~ :			
	10	月	9 : 00 ~ 16 : 30	1	6.5	書類整理・作成
	11	火	: ~ :			
	12	水	: ~ :			
	13	木	14 : 00 ~ 17 : 30	0	3.5	書類整理・作成
	14	金	: ~ :			
	15	土	14 : 00 ~ 17 : 30	0	3.5	書類整理・作成
	16	日	: ~ :			
	17	月	9 : 00 ~ 17 : 00	1	7	書類整理・作成
	18	火	: ~ :			
	19	水	: ~ :			
	20	木	15 : 00 ~ 18 : 00	0	3	書類整理・作成
	21	金	: ~ :			
	22	土	14 : 00 ~ 17 : 30	0	3.5	書類整理・作成
	23	日	: ~ :			
	24	月	9 : 00 ~ 17 : 00	1	7	書類整理・作成
	25	火	: ~ :			
	26	水	: ~ :			
	27	木	14 : 00 ~ 17 : 00	0	3	書類整理・作成
	28	金	: ~ :			
	29	土	: ~ :			
	30	日	: ~ :			
実勤務時間合計					55	
55	時間×時給	950 円	=	52,250 円		
12	日×交通費	340 円	=	4,080 円		
	支給合計			56,330 円		
	源泉所得税			1,600 円		
	差引支給額			54,730 円		

領 収 証

自由民主党富山県議会議員
種 部 恭 子 様

54,730 円

令和5年 4 月 28 日

上記金額正に領収いたしました。

雇用契約の一部変更

令和元年8月8日に締結した雇用契約の一部（下線部分）を、以下の通り変更する。

- 2 勤務場所 自由民主党富山県議会議員 種部恭子事務所
(富山市西田地方町2丁目8-2)
- 5 賃金等 時給950円の賃金に加え、通勤手当として、公共交通機関の往復運賃実費相当額、または自家用車の場合、自宅から勤務場所までの最短経路とし、1kmあたり37円で計算した額を支給する
月末までの賃金および通勤手当は、翌月の10日（土日祝日・休業日等の場合は、その後の日）に、支給する

令和2年12月1日

甲 雇用者 自由民主党富山県議会議員

種部 恭子

乙 被雇用者

[Redacted signature]

雇 用 契 約 書


富山県議会議員 種部恭子（以下、「甲」という。）と [REDACTED]（以下、「乙」という。）とは、以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

- 1 雇用期間 令和元年8月8日に始まり、期間は定めない
- 2 勤務場所 自由民主党富山県議会議員 種部恭子事務所
(富山市西田地方町2丁目4-4)
- 3 業務内容 甲の政務調査及び広聴広報に関する事務
- 4 就業時間 原則として、午前9時から午後4時までとし、途中1時間の休憩をとるものとする
- 5 賃金等 時給950円の賃金に加え、通勤手当として、公共交通機関の往復運賃実費相当額を支給する
月末までの賃金および通勤手当は、翌月の10日（土日祝日・休業日等の場合は、その後の日）に、支給する
- 6 守秘義務 業務上知り得たことを漏洩してはならない
- 7 その他 本契約書に定めのない事項については、甲乙協議して定める

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和元年8月8日

甲 雇用者 自由民主党富山県議会議員

種部恭子 

乙 被雇用者 